明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三二）　一
〔告　示〕
○公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を変更する件（総務・財務・国土交通一）　二
○無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件（文部科学一七三）　三
○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を変更する件（国土交通一三四〇）　三
○中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同一三四一）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁五七）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三七
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録、令和六年度公害防止管理者等国家試験合格者、日本弁護士連合会懲戒処分、公立学校共済組合役員の退職及び就職について関係　六三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四四
会社その他
会社決算公告　八六

省令

○環境省令第三十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十二条第一項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第一号ロ及び第二号ホ(2)の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月十六日

環境大臣　浅尾慶一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別表第四（第七条の二の四関係）	**別表第四**（第七条の二の四関係）
一～十七　（略）　（略）	一～十七　（略）　（略）
十八　真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）	（新設）　（新設）　（新設）
十九～四十四　（略）　（略）	十八～四十三　（略）　（略）
備考　二十の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。	備考　十九の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。
別表第五（第七条の八の三関係）	**別表第五**（第七条の八の三関係）
一～十一　（略）	一～十一　（略）
十二　ひずみゲージ式センサ	（新設）
十三　真空ポンプ	（新設）
十四　ホイール・バランサ	（新設）
十五　推進薬	十二～十九　（略）
十六～二十三　（略）	二十　ひずみゲージ式センサ
（削る）	二十一～二十四　（略）
二十四～二十七　（略）	

附　則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。